

保護者の皆様へ

「学校において予防すべき感染症」に罹患している、または罹患している恐れのあるときは、学校保健安全法第19条により出席停止（欠席扱いにならない）となります。学校感染症により学校を欠席する場合は、速やかに学校へご連絡ください。また、診断の結果についても速やかにご連絡ください。

医師の指示等により他へ感染させるおそれなくなり生徒を登校させる際は、保護者が以下の「学校感染症による欠席届」に記入し、切り取らず、担任へご提出ください。

※病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

《参考》『学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準』

分類	感染症の種類	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウィルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状(症状)により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、EBウイルス感染症、ヘルパンギーナなど	条件により出席停止となる感染症

学校感染症による欠席届

東京都立調布南高等学校長 殿

_____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 _____

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けました。

このため、_____月_____日から_____月_____日まで欠席させました。

本日（_____月_____日_____時限目）より登校しますので、ご連絡します。

診断名 _____

医療機関名 _____〔電話番号 _____〕

令和_____年_____月_____日

保護者名 _____ 印 _____

保護者 ⇒ 担任 ⇒ 保健室 ⇒ 教務部（保管）